

### 第3章 設立申請書類記載例

申請書提出日 元号記入

(元号)〇〇年〇月〇日

群馬県知事 へ

設立総会で選出された設立代表者の個人の住所、氏名を住民票どおりに正確に記載します。

申請者 住所又は居所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

氏 名 群馬 太郎

電話番号 027-223-1111

### 設立認証申請書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

- 記
- 1 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
法人名に「特定非営利活動法人」が付く場合には、忘れずに記載します。
  - 2 代表者の氏名  
群馬 太郎  
設立総会で選出された法人の代表者（理事長等）の氏名を住民票どおりに記載します。
  - 3 主たる事務所の所在地  
群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号  
事務所の所在地は、町名及び番地まで、〇-〇-〇などと略さずに記載します。
  - 4 その他の事務所の所在地  
群馬県□□市□町□丁目□番地□  
アパート名等がある場合は、アパート名等も略さずに記載します。
  - 5 定款に記載された目的  
この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。  
定款に記載されている目的（定款例では第3条）を条文どおりに記載します。

## 定款の作成について

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。  
 法人は、法令の規定に従い、定款に記載された目的の範囲内で権利を有し、義務を負う（民法第43条）と定められており、定款は、法人を運営するための原則を定めると同時に、目的、事業内容などを社会的に明らかにするという意味があります。

### (1) 定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項とは、法第11条の規定により、定款に必ず記載しなければならない事項です。

	絶対的記載事項	内 容	定款例の条文
1	目的	目的	3
2	名称	名称	1
3	特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	法に定める20分野及び具体的な事業名	4、5
4	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	その他の事務所はある場合のみ、最低でも市町村名まで記載	2
5	社員の資格の得喪に関する事項	会員種別、入会条件、会費、資格喪失の条件、退会、除名など	6～
6	役員に関する事項	種類及び定数、選任、職務、任期、解任、報酬など	13～
7	会議に関する事項	会議の種類、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決数、議事録など（総会の招集方法は必ず記載）	21～
8	資産に関する事項	資産の構成、区分、管理など	40～
9	会計に関する事項	会計の方法、区分、予算、決算など	43～
10	事業年度	事業年度	50
11	「その他の事業」を行う場合には、その種類とその他当該「その他の事業」に関する事項	具体的な事業名、収益があった場合の充当など	5
12	解散に関する事項	事由、手続など	53
13	定款の変更に関する事項	手続など	52
14	公告の方法	合併や解散の際に債権者へ公告するための方法、貸借対照表の公告方法	56
15	設立当初の役員	役職名と氏名	附3

## (2) 定款の相対的記載事項

定款の相対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項（絶対的記載事項）の他に、定款に記載することによって法令が定める条件を変更することができる事項です。

団体に最も適した運営方法を考えて、必要に応じて定款に記載してください。

定款で特に定めのない場合は、法令の規定がそのまま適用されます。

相対的記載事項	内 容	定款例の条文
理事の代表権の制限	一人ひとりが法人を代表できる理事の代表権を制限することができます。	15
役員任期の伸長	法で定める2年以内の役員任期を社員総会が終結するまで伸長することができます。	16
臨時総会の開催請求に必要な社員数	法で定める臨時総会に必要な社員数1/5を増減できます。	24
総会の議決事項の事前通知原則の例外	総会における議決事項は事前に通知しなければなりません、例外規定をおくことができます。	28
総会の社員の書面表決、代理表決及び電磁的方法による表決の規定の変更	総会に関して社員の書面による表決及び代理人の出席が可能ですが、制限することができます。	29
理事などの役員に委任される法人の事務	定款の変更、合併、解散以外の事項について理事会で議決することができます。	32
総会の定款変更決議の特別多数要件の変更	社員の1/2以上の出席と、3/4以上の多数による定款変更の総会における議決を増減できます。	52
法定事由以外の解散事由	社員総会の決議、事業の成功の不能など法に定める事由以外の解散事由を定めることができます。	53
総会の解散決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による解散の総会における議決を増減できます。	53
解散時の残余財産の帰属先	残余財産の帰属先を特定非営利活動法人、他の公益法人などに指定することができます。	54
総会の合併決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による合併の総会における議決を増減できます。	55